

令和7年度 高齢者等インフルエンザ予防接種 新型コロナウイルス定期予防接種 について

○**接種対象者**:以下の条件にあてはまり、「インフルエンザ予防接種」「新型コロナウイルス予防接種」を希望される方に対して町が接種費用の一部を負担します。予防接種を受けることは義務ではなく、ご本人が接種を希望する場合のみ行います。

- ① 65歳以上の方（接種する日に満65歳になっている方）
- ② 60歳以上65歳未満で、心臓、じん臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする方

○**接種期間**: インフルエンザ予防接種 令和7年10月1日～令和8年1月31日
新型コロナウイルス予防接種 令和7年10月1日～令和8年3月31日

インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス予防接種の接種期間が重複します。 同時接種については、特に医師が必要と認めた場合に可能です。また、他のワクチンとの接種間隔に制限はありません。

インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス予防接種の終了日は異なりますので、ご注意ください。

○自己負担額

予防接種の種類	インフルエンザ	新型コロナウイルス
自己負担額	1,000円	2,500円

<インフルエンザとは>

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみなどをするにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。

◎インフルエンザの流行：通常、初冬から春先。（ときには春期、夏期にも流行）

◎インフルエンザの症状：突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など。のどの痛み、咳、鼻水などもみられる。
（普通の風邪に比べて全身症状が強いのが特徴）

<新型コロナウイルス感染症とは>

新型コロナウイルス感染症は、コロナウイルスのひとつ「新型コロナウイルス（SARS - CoV2）」に感染することによって起こります。新型コロナウイルス感染症にかかった人の口や鼻から、咳・くしゃみ・会話などの時に排出される、ウイルスを含む飛沫またはエアロゾルと呼ばれるさらに小さな水分を含んだ状態の粒子を吸い込むほか、感染者の目や鼻・口に直接的に接触することにより感染します。

<生活保護受給者の方へ>

今年度より、接種券についてはご本人からの申請主義の方式をとらせていただくこととなりました。インフルエンザ、新型コロナウイルスの予防接種を希望される方は、いきいき健康課まで電話連絡の上、申請をお願いします。申請が完了した後、接種券を送付いたします。（※対象者は接種日に65歳以上の方です。）